

土木工事標準仕様書(令和5年1月1日一部改定) 新旧対照表

編	章	節	条	項	枝番	旧文章(令和4年4月1日一部改定)	編	章	節	条	項	枝番	改定文章(令和5年1月1日一部改定)
1	1-	1-	6	2.		<p>2. 施工計画書の記載事項</p> <p>請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、請負者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、請負者は当初請負代金額が3,500万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)とする。</p>	1	1-	1-	6	2.		<p>2. 施工計画書の記載事項</p> <p>請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。 この場合、請負者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、請負者は当初請負代金額が4,000万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)とする。</p>
1	1-	1-	7	1.		<p>1. コリンズ(CORINS)への登録</p> <p>ただし、工事請負代金額が、3,500万円未満から3,500万円以上、3,500万円以上から3,500万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更契約された場合には変更時登録を行うものとする。</p>	1	1-	1-	7	1.		<p>1. コリンズ(CORINS)への登録</p> <p>ただし、工事請負代金額が、4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更契約された場合には変更時登録を行うものとする。</p>
1	1-	1-	51	3.		<p>3. 技術者の専任制</p> <p>請負代金額が3,500万円以上の場合、主任技術者(監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。</p>	1	1-	1-	51	3.		<p>3. 技術者の専任制</p> <p>請負代金額が4,000万円以上の場合、主任技術者(監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。</p>